

令和7年度横浜市こどもの意見表明支援事業業務委託
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 令和7年度横浜市こどもの意見表明支援事業業務委託をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(以下、「実施要綱」という。）」、「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準」及び「こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱」に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、業務説明資料及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 「横浜市こどもの意見表明支援事業業務委託に係るプロポーザル評価委員会(以下、「評価委員会」という。）」及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式等は別に定める。

- (1) 法人の概要及び業務実績
- (2) 当該業務の実施方針及び体制
- (3) 提案内容
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績・実施体制等
- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
- (3) 提案内容の妥当性・実現性等
- (4) その他、当該業務に対する意欲等

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者へのヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 評価点について最上位の者が2者以上となった場合は、評価委員会にて採択を行い、最

上位を決定する。

5 特定や非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 こども青少年局企画調整課長

副委員長 こども青少年局中央児童相談所支援課法務担当課長

委員 こども青少年局こども福祉保健部長

こども青少年局こどもの権利擁護課児童施設担当課長

こども青少年局向陽学園長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。

5 委員長は、評価結果をこども青少年局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「選定委員会」とする。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員会の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定・非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

この要領は、令和7年1月14日から施行する。